中島処理場草刈業務(その3) 仕様書

1. 概要

本業務は、中島処理場内の草刈業務を行うものである。

2. 業務場所

豊橋市神野新田町地内

3. 業務内容

草刈業務

作業面積　　４，１４０㎡

作業内容　　機械刈り除草及び集草

別添図参照

4. 業務期間

本業務期間は、契約日から令和9年2月26日までとする。

5. 報告書の提出

受託者は、業務実績を明らかにするため、業務完了時、業務実施報告書に必要な書類を添付して提出すること。

6. その他

・受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈り機の安全マニュアル(案)）による安全教育を実施すること。

・刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12月2日16日付け基発第66号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は修了者を提示すること。

・前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育※を実施し、報告を行うこと。（※「発注者が同等と認める安全教育」とは、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。）

・除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。

・作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。

・除草作業の際には、周辺施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。

・建設工事保険等の加入について

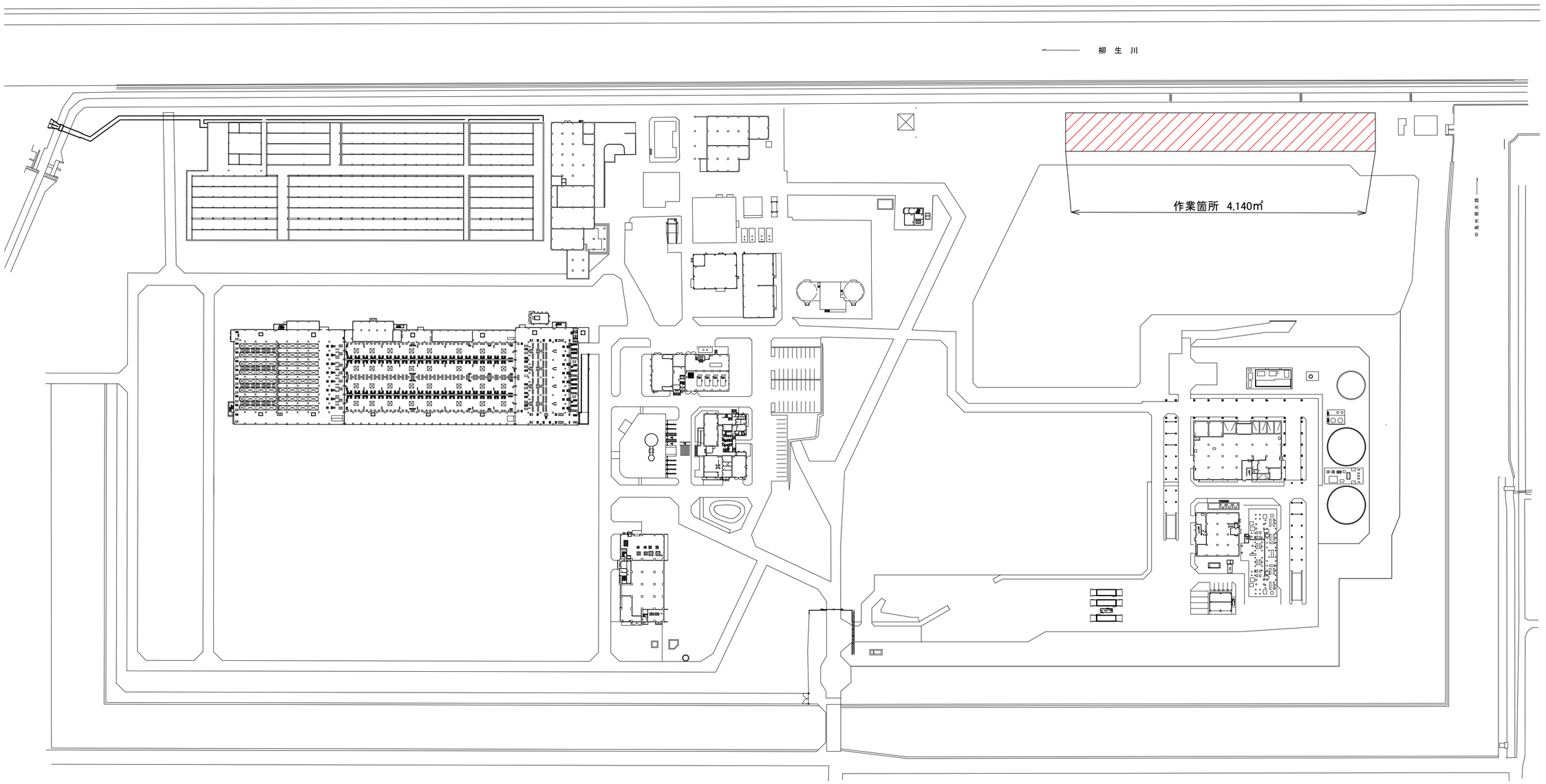
保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。

保険の種類は請負業者賠償責任保険(賠償責任の特約があるものを含む)とし、

保険受取人は受託者とする。

保険契約後は証券の写しを提出すること。

中島処理場平面図



作業箇所	作業内容	作業面積
	機械草刈、集草	4,140㎡